2026 年 11 月 2 日

国民民主党 御中
代表　　玉木雄一郎 様
代表代行 古川元久　 様
幹事長　　榛葉賀津也 様

公開質問状

議員定数削減反対！緊急アクション
世話人　浅倉むつ子、大山礼子、杉浦ひとみ
福田和子、三浦まり、山崎摩耶

前略

2026 年 10 月 29 日、自民党、日本維新の会、国民民主党の 3 党は、衆議院の比例代表定数を 31 議席削減することなどを柱とする選挙制度改革案に合意し、関連法案を共同提出する方針を確認したと報じられています。

御党の古川元久代表代行は、10 月 6 日に私たちが主催した院内集会で、“民意の集約という小選挙区と民意の反映という比例代表のバランスを、1 回の見直しで大きく崩してしまうことはあってはならない”旨の発言をなさいました。しかし、その後御党は、比例代表定数 19 削減を提案され、最終的に 31 議席削減案に合意されました。

国会議員は全国民の代表であり、国会は民意を正しく反映する場でなければなりません。特に比例代表は、民意を反映し議会の多様性を確保する重要な役割を持っています。削減幅が縮小したとしても、比例定数の削減が民意の切り捨てであるという本質になんら変わりはありません。

御党にはこの間の御党の政策変更と最終的結論について、国民に説明する責任があります。選挙制度は議会制民主主義の根幹です。今回の 3 党合意の内容は議会制民主主義の破壊につながるものであり、私たちは到底容認することはできません。

その立場から、以下の質問をします。11 月 10 日までに下記連絡先までメールにてご回答くださいますようお願いします。ご回答は、当アクションウェブサイト等に掲載し、報道機関にも公開させて頂きます。

【質問事項】

(1) 議員定数削減は人口減少に対応するものであると説明されています。しかし、これはまったく道理に合わない理屈です。なぜなら、衆議院議員定数が過去最高の 512 となった 1986 年と現在を比較すると、人口は現在のほうが多いにもかかわらず、衆議院の定数は 465 に減少しています（添付資料をご参照ください）。なぜ 2015 年の人口と 2030 年の推定人口の比較のみを根拠に議員定数を削減する必要があるのか、ま

た比例代表のみを削減対象とする根拠について、具体的にご説明ください。

(2) そもそも日本の国会議員数は世界の国々と比べて少ない現状です。人口 100 万人あたりの国会議員定数は、日本は 5.7 人ですが、OECD 加盟国 38 カ国の平均は 27.9 人で、日本は下から 4 番目の少なさです（38 カ国中 35 位)。御党は、このような国際比較を踏まえ、現在の衆議院議員定数をどう評価されていますか。国会議員が少ないために国民と国会議員との距離が遠くなることをどうお考えなのでしょうか。

(3) 3 党合意では、比例代表の 31 議席を削減するとともに、議席配分方式を修正サンラグ方式に変更し、比例復活できる条件を有効投票数の 6 分の 1 以上の得票数に引き上げるとしています。これらの修正案を 2026 年 2 月の衆議院議員総選挙結果をもとに試算すると、与党の議席占有率が増加すると自民党案でも示されています。御党は、3 党合意案によって、各党の議席数と議席割合はどう変化すると想定されていますか。2026 年 2 月の総選挙での各党の得票数をもとに、各党の獲得議席数と総議席占有率の変化の試算結果をお示しください。

(4) 比例代表制度は、小選挙区制では議席につながりにくい多様な民意を国会に反映するうえで、重要な役割を担っています。私たちが比例削減に反対するのは、小政党排除になるからだけではありません。それが女性、若者、障がいのある人、社会的マイノリティの政治参加を阻むことになるからです。
御党は、比例代表定数を 31 議席削減することによって、こうした人々の政治参加や議会の多様性にどのような影響が生じると考えていますか。

(5) 選挙制度は議会制民主主義の根幹です。その改訂には衆参両院の全党会派はもちろん、国民的な議論が必要です。今回、衆議院の全会派で協議を重ねてきたにもかかわらず、協議を打ち切って 3 党合意で法案の提出を進めることの正当性をどう説明されますか。

(6) 御党は、今回の定数削減を抜本的な選挙制度改革までの「一回限りのつなぎの措置」「ワンクッションである」と説明されています。抜本的な制度改革の結論を 1 年以内に得るとされている中で、なぜ今「つなぎの措置」が必要なのか、その根拠をお示しください。

以上

ご回答期限:2026 年 11 月 10 日
ご回答送付先: 略